記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎から埼玉県久喜市大字下早見まで）	埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎から埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字台まで 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎から埼玉県久喜市大字原字大谷まで	新設工事	平成22年４月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 22 年３月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑵㉛企画割引「関西国際空港連絡橋移管特別割引」のハ中
「平成22年３月31日まで」を「平成23年３月31日までのうち西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成21年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成22年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年３月 31 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　佐々木克己

記

１　記３⑽㈡を次のとおり改める。
㈡　割引を適用する期間
平成22年４月１日から平成22年６月30日までの間

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 22 年阪神高速公告第５号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成22年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年３月 31 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　木下　博夫

記

１．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イ中「阪神高速ＥＴＣ１日乗り放題パス【フェリー（別府―大阪）】」を「阪神高速ＥＴＣレンタカー割引【ＪＴＢ】」に改める。
２．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イａ中「申込（以下「割引申込」という。）」を「申込み」に改める。
３．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イｂを次のように改める。
ｂ　割引率
割引率は50％とする。ただし、割引後の料金の額に10円未満の端数がある場合はこれを切り上げた金額をもって徴収する料金の額とする。
４．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イｃ中「平成21年10月31日」を「平成22年４月１日」に、「３月31日」を「９月30日」に改める。
５．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イｅ中「なお、一般向けマイレージポイントサービスの基本ポイントについては、本企画割引による全通行を一通行とみなして付与する。」を「ただし、本企画割引を適用した場合と比較して、湾岸線連続利用割引、新神戸トンネル連続利用割引若しくは時間帯割引のいずれか又は２以上の割引を重複適用した場合（以下この条文において「重複割引等」という。）の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。」に改める。
６．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｃ中「（記イに定める割引を含む。）」を削る。
７．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｄ中「３月31日」を「６月30日」に改める。
８．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｂ中「、ＥＴＣ前納割引及び記イに定める割引」を「及びＥＴＣ前納割引」に改める。
９．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｂ㈡の表中「又は有料道路の料金に係る社会実験に関する割引」を削る。
10．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｃ中「平成22年３月31日まで」を「平成23年３月31日までの間」に改める。
11．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ニｃ中「（記イに定める割引を含む。）」を削る。
12．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ニｄ中「３月31日」を「６月30日」に改める。
13．記Ⅰ〔１〕３⑯①中「、時間帯割引」を「若しくは時間帯割引」に改める。
14．記Ⅰ〔１〕３⑯③を削除する。
15．記Ⅱ〔１〕３⑻⑤の次に次のように加える。
⑥　記⑤に基づき届出した阪神高速道路企画割引
イ　阪神高速ＥＴＣレンタカー割引【ＪＴＢ】
ａ　割引を適用する自動車
ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるために、事前に会社に申込みがなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ただし、大型車を除く。）
ｂ　割引率
割引率は50％とする。ただし、割引後の料金の額に10円未満の端数がある場合はこれを切り上げた金額をもって徴収する料金の額とする。
ｃ　割引を実施する期間
平成22年４月１日から平成22年９月30日までの間
ｄ　割引を適用する区間
京都線の区間
ｅ　割引相互間の適用関係
本企画割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びＥＴＣ前納割引に限るものとし、重複適用の順序は次のとおりとする。

適用の順序	割　引　の　種　類
1	本企画割引
2	一般向けマイレージポイントサービス又はＥＴＣ前納割引

16．記Ⅱ〔１〕３⑼⑥イｃ中「平成22年３月31日まで」を「平成23年３月31日までの間」に改める。